

令和3年12月3日

令和3年第2回登米市議会定例会
12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報告第28号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	5
議案第82号	令和3年度登米市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第83号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第84号	令和3年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第85号	令和3年度登米市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第86号	令和3年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第87号	令和3年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第88号	令和3年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第89号	令和3年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第90号	登米市とよま農産加工調理場条例を廃止する条例について	7
議案第91号	登米市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について	8
議案第92号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について	9
議案第93号	登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について	10
議案第94号	登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	11
議案第95号	指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）	12
議案第96号	指定管理者の指定について（もくもくランド）	13
議案第97号	指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）	14
議案第98号	指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）	15
議案第99号	指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）	16

報告第28号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例に係る専決処分の 報告について

令和3年11月24日、登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月24日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市営住宅条例の一部を改正する条例
登米市営住宅条例（平成17年登米市条例第209号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

登米市とよま農産加工調理場条例を廃止する条例について

登米市とよま農産加工調理場条例（平成17年登米市条例第153号）を廃止するものとする。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市とよま農産加工調理場条例を廃止する条例
登米市とよま農産加工調理場条例（平成17年登米市条例第153号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第91号

登米市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例 について

登米市固定資産評価審査委員会条例（平成17年登米市条例第36号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

（登米市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第1条 登米市固定資産評価審査委員会条例（平成17年登米市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改める。

（登米市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）

第2条 登米市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年登米市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（登米市豊里多目的研修センター条例の一部改正）

第3条 登米市豊里多目的研修センター条例（平成17年登米市条例第156号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

（登米市消防団条例の一部改正）

第4条 登米市消防団条例（平成19年登米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第92号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例について

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のとおり改正する。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「においては、認印」を「を除く。」に改める。

第13条第1項中「に登録証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「申請」の次に「（登録証を添えて行う場合に限る。）」を加える。

第14条中「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けた」を削る。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第9条第4項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第93号

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市立学校設置条例の一部を改正する条例

登米市立学校設置条例（平成17年登米市条例第77号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号の表米山東幼稚園の項を削り、同表中「米山西幼稚園」を「米山幼稚園」に改め、同表東郷幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第94号

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市国民健康保険条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険条例（平成17年登米市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第95号

指定管理者の指定について（中田農産物直売所及び中田農産物加工所）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市中田農産物直売所条例（平成17年登米市条例第161号）第3条及び登米市中田農産物加工所条例（平成17年登米市条例第162号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

中田農産物直売所及び中田農産物加工所

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市中田町石森字本町95番地1

（名称） 協同組合産直なかだ愛菜館

（代表者名） 理事長 門馬 一郎

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第96号

指定管理者の指定について（もくもくランド）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市もくもくランド条例（平成17年登米市条例第195号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
もくもくランド

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋26番地1
（名称） 協同組合もくもくランド
（代表者名） 理事長 西條 孝一

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第97号

指定管理者の指定について（登米市登米総合体育館、登米市登米総合運動公園及び登米市登米武道館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市登米総合体育館

登米市登米総合運動公園

登米市登米武道館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市登米町寺池目子待井10番地

（名称） 特定非営利活動法人とよまスポーツクラブ蔵っこ

（代表者名） 理事長 早坂 彰則

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第98号

指定管理者の指定について（登米市南方武道伝承館、登米市南方総合運動場及び登米市南方中央運動広場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市南方武道伝承館
登米市南方総合運動場
登米市南方中央運動広場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市南方町新高石浦130番地
（名称） ～いきいき健康づくり～ スポーツクラブみなみかた
（代表者名） 会長 高橋 充

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第99号

指定管理者の指定について（登米市高倉勝子美術館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市高倉勝子美術館条例（平成21年登米市条例第20号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市高倉勝子美術館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町寺池桜小路2番地の1
（名称） 株式会社とよま振興公社
（代表者名） 代表取締役 鎌田 智之

- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで